

近く心配事相談所を開設
大村市社会福祉協議会では近く「心配ごと相談所」を開設します。相談内容は生活、身上その他で、開設場所は大村商工会議所、期日は6月中旬の予定で、くわしいことは後日パンフレットを配布してお知らせします(福祉事務所)

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所 つじ印刷所
定価 一部五円

大村市政だより

6月のメモ

- 3日=子供会指導者講習会(9時少年の部・1時成人の部、中央公民館)
- 5日=選挙管理委員会開催▷育児相談(9時30分鈴田出張所)▷モーターボートレース第1節(1日まで)
- 6日=妊婦血液検査と健康診断(9時三浦竹松出張所) 7日=育児相談(9時30分黒木小学校、萱瀬出張所)



7月1日は参議院議員選挙

門柱に「明るい選挙」のビラ 公民館、婦人会、青年団がよびかけ

参議院議員選挙をきれいな選挙にするため、いま全国的に「買収供託の追放運動」が強く展開されていることは、前号(五月二十日号)の本紙でお知らせしましたが、大村市ではその一方法として、市内各地区の公民館、婦人会、青年団の三団体が、力を合わせて「大村市から買収供託な

参議院議員選挙をきれいな選挙にするため、いま全国的に「買収供託の追放運動」が強く展開されていることは、前号(五月二十日号)の本紙でお知らせしましたが、大村市ではその一方法として、市内各地区の公民館、婦人会、青年団の三団体が、力を合わせて「大村市から買収供託な

届かない人は すぐ申し出を

参議院議員選挙の投票券は、おそろい六月十一日(日)までには各世帯へ届くよう町務連絡委員を通じて配布の予定で、配布対象は昨年九月十五日現在票場の基本選挙人名簿に登録されている人および今年二月に行われた県知事選挙のとき調製した補充選挙人名簿に登録されている人です。(知事選挙のとき投票券が配布された人)

選挙の問い合わせは

平日=3111番
後日曜日=3113番
退庁日

不在者投票制度を 活用しましょう

不在者投票は、つきかかけのような事由により、投票日の当日投票所に行き投票できない人のために、あらかじめ投票させようとする制度です。不在者投票を行なう場合は、投票の公正を期するため、一定様式の証明書の提出など、必要最小限の手続きがいりませんが、それほど面倒なものではありません。

不在者投票のできる事由

- ① 大村市外において職務または業務に従事する時
- ② やむを得ない用務または事故のため大村市外に旅行中や滞在中の時
- ③ 病氣、負傷、妊娠、不具もしくは、産褥にあるため歩行が大へん困難である時
- ④ よその市町村に転出して居住中の時
- ⑤ 大村市外に転出して居住中の時
- ⑥ 大村市外に転出して居住中の時
- ⑦ 大村市外に転出して居住中の時

参議院議員選挙の 補充選挙人名簿への登録

注意ください。

参議院議員選挙に参入する補充選挙人名簿を、つき要領により調製いたします。資格がある人は、もれなく申請されるようお知らせします。申請は、登録申請をしない人名簿に登録されません。

申請期間

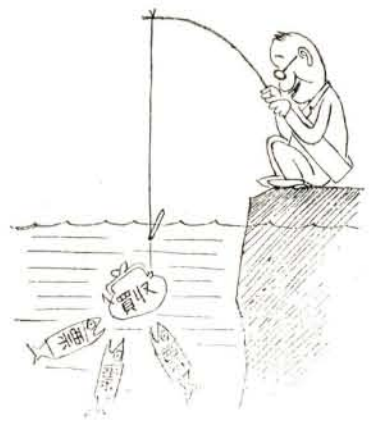
六月十二日から六月十八日まで(時間は午前八時三十分から午後五時まで、土曜、日曜を含まず)

申請場所

大村市選挙管理委員会事務局または各出張所
申請用紙は備えておきます。

買収供託追放運動とは

大切な一票をお金やお酒で売ることなく、みんなできいな明るい選挙をしようというのが買収供託追放運動です。



ハリにご用心

とほげないことです。思いがけない馳走は考案ものです。あなたの一票がほしいため、候補者や運動員がいろいろなことにかけつけて馳走することがあります。ご用心(ご用心)。

投票は 全国区の二つ

公明に徹した強い信念で

任期満了による参議院議員の選挙が、六月七日の公示で、七月一日に行なわれることになりました。

人権擁護 委員 きまると

五月十四日付で法務大臣から三氏の三人が人権擁護委員に委嘱発表されました。委員に委嘱されたのは、高橋正人氏、その役目はわたしたちの人権が侵害されないよう、人権が侵害された場合に、人権が侵害された場合は、同委員に相談してください。

技能士の検定試験

昭和三十七年度技能士(一)検定試験が行なわれます。種類と試験科目はつきのとおりです。

- △板金工、建築大工、左官
- △建具工、七月二十二日
- △機械工、仕上工、配管工
- △木工、塗装工、七月二十九日
- △申込 六月一日から二十日まで、県職業訓練課へ
- △くわしいことは福祉事務所または、職業安定所におたずねください。(福祉事務所)

豚の移動制限解除

去る五月四日豚コレラが発生しましたが、本病まん延防止のため、豚の移動が禁止されておりました。その後関係機関と飼育者の協力で最小限度に食い止められたこと、及び終息しましたので、五月二十三日付で移動制限が解除されました。

市の水防対策を要する

気象状況に常に気をつける

本年もいよいよ雨期が近まりましたので、市では水防対策を計画しておりますが、そのおもなものはつきのとおりです。市民のみなさんは、これに協力していただき、お互いに被害を最少限にとどめるようにしてください。

と、大上川流域には災害復旧ができていない危険な所がありますので、その対策に協力してありますが、この付近の河川は避難についてかたわら方というところもありましたので、じゅうぶん心構えをしておいていただきたいと思ひます。

【水防本部の設置】

団担当

この水またたは高潮により水害がおこるおそれがあるときは危険がななるまで水防本部をおき、災害を最少限にとどめるためのいろいろの仕事をします。

【情報の収集】

降雨量や水位を知るため、雨量・水位観測所を設け被害状況については町務連絡員、消防団員、青年団員などの関係者にお願ひして情報を集めることにしていますが、一般のかたの協力をとくにお願いいたします。

気象状況については広報車その他適当な方法でお知らせしますが、ラジオ、テレビなどによって、じゅうぶん気をつけてください。

【避難、立退き】

建設班、情報連絡係、資材係、輸送係

建設班は地調査指導係（市内を八地区に分け担当させる）

耕地溜池や策係

水防班は水防作業係（消防

水防信号の注意

- ①第一信号II警戒水位に達したとき消防団の待期
- ②第二信号II水防団全体および水防団の出動
- ③第三信号II危険区域区域内
- ④第四信号II必要と認められる区域内の居住者の避難、立ち退き

区分	第一信号	第二信号	第三信号	第四信号
第一信号	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき
第二信号	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき
第三信号	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき
第四信号	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき	警報機が鳴り出すとき

【避難、立退き前に心がけておくことがら】

- ①火の始末や戸締りをしゅうぶんしてから避難しましょう。
- ②停電を予想して、マッチ、ろうそく、懐中電灯などを用意しましょう。
- ③年寄りの、女、子ども、病人は早めに避難しましょう。
- ④互い、木片でケガをすることがありますので、座布団や厚い布をかぶって避難しましょう。
- ⑤婦女子はスポンをはいておきましょう。
- ⑥家族の一、二日分の食糧を用意しておくことも必要です。
- ⑦深夜の避難は危険ですから、あわてないで、静然といたしましょう。
- ⑧気象状況に常に気をつけて注意報がでたら防災対策として窓、戸、屋根、へい、看板などを補強してください。
- ⑨切れた電線などにふれないよう注意しましょう。

登録や注射をしない犬は捕獲されます

昭和三十七年度犬の登録、並びに第一回(春季)狂犬病予防注射は、五月八日で終了しましたので、市内全般の違反犬の捕獲を行なっております。

前年度に比べ、本年度は未登録、未注射犬が非常に多いようです。生後九十一日以上の子犬の所有者、および、またなにかの都合で登録、注射が済んでいないものは、狂犬病予防のためつぎの要領で必ず受けてください。

新規登録(手数料三百円、再交付(鑑札を失い、または、き損したとき)手数料百円)の場合には市保険衛生課または各出張所で手続きをされ

△注射済票の交付
①狂犬病予防注射をされるかたは、市営、公営、農

△鑑札の交付
新規登録(手数料三百円、再交付(鑑札を失い、または、き損したとき)手数料百円)の場合には市保険衛生課または各出張所で手続きをされ

△注射済票の交付
①狂犬病予防注射をされるかたは、市営、公営、農

おきましょう。

⑥家族の一、二日分の食糧を用意しておくことも必要です。

⑦深夜の避難は危険ですから、あわてないで、静然といたしましょう。

⑧気象状況に常に気をつけて注意報がでたら防災対策として窓、戸、屋根、へい、看板などを補強してください。

⑨切れた電線などにふれないよう注意しましょう。



大村市消防団長山口末武氏

消防団長に久田氏

がこのほど辞任されましたので、後任に久田繁太郎氏(並松郷三三)が五月十五日付で任命されました。

水稲

甘藷

六月上旬までには植付をすませましょう。苗は二十センチから三センチの間に五、三十センチの間に一丈苗がよく三、三平方メートル(一坪)当り十四本以上必要です。

除草努力をはぐため、除草剤を使いまわす。使

①薬剤シマジン(50%)

②使用量 十アール当り 七十五グラム

③使用時期 植付五日後

④シマジン七十五グラムを百リットルの水でうすめ、よくかきまぜ噴霧機で全面に散布します。

⑤砂地の散布はさけること。

⑥二重散布は絶対行わないこと。

⑦中甸は夏の追肥の時期に画をたててまきましょう。

【注意事項】

①雑草の発芽前散布が効果的です。

②イモチ病の場合

みかん

天牛(カミキリ)が飛来

果が高い。土壤の水分、して産卵をはじめます。産卵を防止するため、上旬にみかんを塗りましょう。

結果園では、今期そうか病を予防するため、水銀ボルトに、テライオンを加用(殺ダニ)して散布し

入梅前、敷草をじゅうぶんに施し、土の汚れを防ぎま

①シマジン(50%)

②使用量 十アール当り 七十五グラム

③使用時期 植付五日後

④シマジン七十五グラムを百リットルの水でうすめ、よくかきまぜ噴霧機で全面に散布します。

⑤砂地の散布はさけること。

⑥二重散布は絶対行わないこと。

⑦中甸は夏の追肥の時期に画をたててまきましょう。

水道週間

わたしたちの日常

生活に重要な役割を果たす水道について第四回目の「全国水道週間」が六月四日から十日まで実施されています。

この目的は水道による生活環境の改善、公衆衛生の向上、水道の愛護啓蒙など、水道に対する理解と関心を高めたいことです。

市の水道局では週間中つぎのような行事を行います。

①サービスカーを毎日地区別に巡回させます。水道設備の診断や苦情がありましたら気軽に相談ください。

②貸付機関十八銀行親和銀行、大村信用金庫、九州相互銀行、長崎相互銀行の各金融機関

③貸付機関十八銀行親和銀行、大村信用金庫、九州相互銀行、長崎相互銀行の各金融機関

④貸付機関十八銀行親和銀行、大村信用金庫、九州相互銀行、長崎相互銀行の各金融機関

⑤貸付機関十八銀行親和銀行、大村信用金庫、九州相互銀行、長崎相互銀行の各金融機関

⑥貸付機関十八銀行親和銀行、大村信用金庫、九州相互銀行、長崎相互銀行の各金融機関

⑦貸付機関十八銀行親和銀行、大村信用金庫、九州相互銀行、長崎相互銀行の各金融機関

中元資金の融資申込を受付

大村商工会議所

△申込場所 大村商工会議所

△貸付対象 原則として大村市内に一年以上の営業実績を有する中小企業者とする

△資金の使途 原則として運転資金とする。

△償還期間 八カ月以内

△償還方法 一括または割賦償還

△貸付限度額 一企業者当り二十万円以内(ただし中小企業診断書に基づく者)

△申込期間 昭和三十七年六月一日から六月十五日まで(日曜、祭日を除く)

△貸付決定 融資あっせん審査会が審査の上決定

△日付の方法 所定の申込書により提出する(申込書は会館所にある)

△審査 専務理事の都合上希望のかたは早目に申し込みをしてください。

(商工水産課)

△申込場所 大村商工会議所

△貸付対象 原則として大村市内に一年以上の営業実績を有する中小企業者とする

△資金の使途 原則として運転資金とする。

△償還期間 八カ月以内

△償還方法 一括または割賦償還

△貸付限度額 一企業者当り二十万円以内(ただし中小企業診断書に基づく者)

△申込期間 昭和三十七年六月一日から六月十五日まで(日曜、祭日を除く)

△貸付決定 融資あっせん審査会が審査の上決定

△日付の方法 所定の申込書により提出する(申込書は会館所にある)

△審査 専務理事の都合上希望のかたは早目に申し込みをしてください。

(商工水産課)

△申込場所 大村商工会議所

△貸付対象 原則として大村市内に一年以上の営業実績を有する中小企業者とする

△資金の使途 原則として運転資金とする。

△償還期間 八カ月以内

△償還方法 一括または割賦償還

△貸付限度額 一企業者当り二十万円以内(ただし中小企業診断書に基づく者)

△申込期間 昭和三十七年六月一日から六月十五日まで(日曜、祭日を除く)

△貸付決定 融資あっせん審査会が審査の上決定

△日付の方法 所定の申込書により提出する(申込書は会館所にある)

△審査 専務理事の都合上希望のかたは早目に申し込みをしてください。

(商工水産課)

△申込場所 大村商工会議所

△貸付対象 原則として大村市内に一年以上の営業実績を有する中小企業者とする

△資金の使途 原則として運転資金とする。

△償還期間 八カ月以内

△償還方法 一括または割賦償還

△貸付限度額 一企業者当り二十万円以内(ただし中小企業診断書に基づく者)

△申込期間 昭和三十七年六月一日から六月十五日まで(日曜、祭日を除く)

△貸付決定 融資あっせん審査会が審査の上決定

△日付の方法 所定の申込書により提出する(申込書は会館所にある)

△審査 専務理事の都合上希望のかたは早目に申し込みをしてください。

(商工水産課)

△申込場所 大村商工会議所

△貸付対象 原則として大村市内に一年以上の営業実績を有する中小企業者とする

△資金の使途 原則として運転資金とする。

△償還期間 八カ月以内

△償還方法 一括または割賦償還

△貸付限度額 一企業者当り二十万円以内(ただし中小企業診断書に基づく者)

△申込期間 昭和三十七年六月一日から六月十五日まで(日曜、祭日を除く)

△貸付決定 融資あっせん審査会が審査の上決定

△日付の方法 所定の申込書により提出する(申込書は会館所にある)

△審査 専務理事の都合上希望のかたは早目に申し込みをしてください。

(商工水産課)